



2026 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社メディア工房
代表者名 代表取締役社長 長沢 一男
(コード：3815 グロース)
問合せ先 取締役 長沢 和宙
(TEL.：03-5549-1804)

第3回新株予約権の取得・消却及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還（予定）並びに資金使途の変更並びに第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 5 日付開催の取締役会において、当社が 2025 年 5 月 23 日の取締役会決議に基づき発行した株式会社メディア工房第3回新株予約権（以下、「第3回新株予約権」といいます。）及び株式会社メディア工房第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「第1回新株予約権付社債」といいます。）について、2026 年 11 月 5 日時点でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）が保有する第3回新株予約権の全てを取得・消却し、同じくマイルストーン社が保有する第1回新株予約権付社債の全てを、2027 年 8 月 31 日までの間に償還することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、償還日が確定した際は、別途お知らせいたします。

また、当社は、同取締役会において、以下のとおり、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC（以下、「UCI 社」又は「割当予定先」といいます。）に対し、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行及び第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）並びに割当予定先との間で第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結すること、これに伴い 2025 年 5 月 23 日付「第三者割当による第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ」にて公表していた資金使途について、以下のとおり一部変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

Ⅰ. 第3回新株予約権の取得及び消却並びに第1回新株予約権付社債の償還

1. 取得及び消却する第3回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社メディア工房第3回新株予約権
(2) 取得日	2026 年 11 月 5 日
(3) 取得金額・個数	2026 年 11 月 5 日時点で残存する第3回新株予約権の全部 (現時点における残存個数は 6,400 個) 第3回新株予約権 1 個当たり金 290 円（現時点における残存個数を前提とした場合、総額 1,856,000 円）
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2026 年 11 月 5 日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

2. 償還する第1回新株予約権付社債の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社メディア工房第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 償還日	2027年8月31日までの間において当社が決定した日
(3) 償還金額	償還日時点で残存する第1回新株予約権付社債の全部 (現時点における未償還残高は300,000,000円) 額面100円につき100円(現時点における未償還残高を前提とした場合、 総額300,000,000円)
(4) 償還資金	本資金調達による調達資金
(5) 償還後の残存新株予約権数	0個

3. 取得及び消却並びに償還を行う理由

当社は、2025年6月10日付でマイルストーン社に対して第3回新株予約権及び第1回新株予約権付社債を発行し、資金調達を行っておりますが、今般、当社の今後の事業戦略、必要資金の規模及び時期、資本政策並びに資金調達手段について改めて検討した結果、UCI社を割当予定先とする本資金調達を実施することが、当社の今後の事業成長及び財務戦略に資するものと判断し、第3回新株予約権及び第1回新株予約権付社債の発行要項の定めに基づき、現時点でマイルストーン社が保有する第3回新株予約権6,400個を取得し、取得後直ちにその全部を消却するとともに、第1回新株予約権付社債の未償還残高300,000,000円を期限前償還することといたしました。

当社では、「Ⅱ. 本資金調達について」に記載のとおり、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLCを割当予定先とする、新たな資金調達を予定しております。本資金調達においては、本新株式を発行する予定であり、これにより当社は、払込時点において400,047,600円を確実に調達し、「Ⅱ. 本資金調達について 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載する資金使途に必要な資金を早期に確保することができる見込みです。

また、本資金調達においては、UCI社との継続的な関係構築を通じて、当社グループの事業収益の向上及び企業価値の向上につなげることを企図しております。具体的には、今後、同社との間で、両社の経営資源、事業上の知見及びUCI社の中東諸国をはじめとする海外のネットワークを活用した、当社事業の海外展開等の可能性について協議を進めるとともに、同社が投資その他の関係を有する事業会社等の紹介を受けることにより、当該事業会社等との協業、新規事業の創出、販売経路の拡大その他の事業機会の獲得につなげることを期待しております。

加えて、第3回新株予約権及び第1回新株予約権付社債の発行日以降の当社普通株式の株価は、第1回新株予約権付社債の転換価額475円(固定)を上回る時期もありましたが、発行日と比較して下落傾向となっており、最近6か月(2026年4月3日から2026年10月2日まで)の終値の単純平均は444円と、転換価額を下回る水準で推移しております。当社は、このような株価推移が、割当先にとって、転換後に市場で売却した場合に経済的利益を確保することが難しい可能性を予測させ、第1回新株予約権付社債の転換が進んでいない主な要因の一つとなっていると考えております。

これらを踏まえ、当社では、既存新株予約権の取得及び消却による潜在株式の整理、既存社債の期限前償還による負債の圧縮並びにUCI社との関係構築による事業機会の拡大を総合的に勘案した結果、これらを一体として実施することが、新たな事業成長に向けた資金及び事業上の協力関係を確保する最も適当な手段であると判断いたしました。

なお、第3回新株予約権の取得及び消却並びに第1回新株予約権付社債の償還により、第3回新株予約権に係る潜在株式640,000株及び第1回新株予約権付社債に係る潜在株式631,560株は消滅します。その一方で、本資金調達により、本新株式1,028,400株が発行され、本新株予約権に係る潜在株式1,542,600株が新たに生じることとなります。

また、本日現在において、海外取引先の紹介、同社に關係する事業会社等との具体的な業務提携その他の協業に関して協議し、決定した事実はございませんが、今後、具体的な提携又は協業について開示すべき事項が決定した場合には、速やかにお知らせいたします。

II. 本資金調達について

1. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2026 年 10 月 21 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 1,028,400 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 389 円
(4) 調 達 資 金 の 額	400,047,600 円（差引手取概算額：351,047,600 円） 差引手取概算額は、本新株式の払込価額の総額から、本新株式及び本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	UCI 社に対する第三者割当方式
(6) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（注）本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 10 月 21 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	15,426 個
(3) 発 行 価 額	総額 2,668,698 円（新株予約権 1 個につき 173 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,542,600 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 303 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,542,600 株です。 なお、本新株予約権の行使に際し、当社は自己株式（2026 年 10 月 5 日現在 171,144 株）を交付する可能性があります。
(5) 資 金 調 達 の 額	602,740,098 円 新株予約権の払込価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 389 円 当初行使価額は、2026 年 10 月 5 日付の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 90%以上の取締役会において決定する割合に相当する金額に修正することができます。これにより、行使価額の修正時における当社の株価、市場環境、資金需要、本新株予約権の行使状況及び既存株主への影響等を踏まえた行使価額の機動的な修正が可能となります。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が到達した日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から 6 か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約

	権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	UCI 社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使条件 本新株予約権の行使により、割当予定先が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2026 年 10 月 5 日）時点における当社発行済株式総数（11,300,000 株）の 10%（1,130,000 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。 < 新株予約権の取得請求 > 割当予定先は、行使期間満了の 1 か月前（2028 年 9 月 20 日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。 ⑤ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

※ 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループは、創業当初よりすべてのステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、積極的かつ継続的な取引をしたいと考えていただける企業で有り続けることを経営の基本方針とし、企業理念である「VALUE YOUR LIFE with Global Human Communication. (デジタルコミュニケーションを通じて人々を心から楽しませ、不安や悩みを解決する一助となり、世界的に人々が豊かな人間関係を構築し社会がよりよくなるきっかけとなる)」を、事業を通じて実現すべく、事業活動を行っております。

当社は、2006 年 9 月に当時の東京証券取引所マザーズ市場に上場して以来、「占い」を中心とするデジタルコンテンツの企画・制作・配信を通じ、主に女性ユーザーの悩みに寄り添い、その解決の一助となるサービスを提供することで成長してまいりましたが、近年、当社グループの属するデジタルコンテンツ業界においては、広告市場の変化や、生成 AI 技術の急速な普及等により、市場環境及び競争環境が大きく変化しております。特に、生成 AI を利用したサービスの普及は、様々な面において人々の情報への接し方に変化と多様化をもたらしており、当社が運営する「占い」事業においても、従来型のデジタルコンテンツやチャット占いサービスについては、その内容、集客手法及び収益構造等の見直しが必要となっております。

このような事業環境のもと、当社グループは、占い分野において長年にわたり蓄積してきた知見、コンテンツ、占い師とのネットワーク並びにユーザーの嗜好・行動に関するデータを重要な経営資源と位置付け、占いコンテンツを核としたユーザー体験の深化を図るとともに、電話・チャット・対面鑑定、イベント及びグッズ販売等、生成 AI に代替されにくい人間的価値を有するサービス領域を強化することにより、収益基盤の再構築に取り組んでおります。

しかしながら、足元の業績につきましては、2026 年 8 月期第 3 四半期連結累計期間（自 2025 年 9 月 1 日至 2026 年 5 月 31 日）の売上高は 1,220 百万円（前年同期比 14.2%減）、営業損失は 396 百万円（前年同期は営業損失 106 百万円）、経常損失は 400 百万円（前年同期は経常損失 117 百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は 353 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失 193 百万円）となっており、また、2026 年 5 月 31 日現在の現金及び預金残高については 962 百万円（前連結会計年度末比 39.7%減少）、純資産については、586 百万円（前連結会計年度末比 17.1%減少）と、いずれも減少しております。これは、主力である占いコンテンツ及びチャット占いサービスの利用動向が低調に推移したことに加え、データ・テクノロジー事業における採用費及び人件費、システム開発に係る業務委託費並びに IR 強化に向けたコンサルタント費用、本店オフィスの移転費用及び中間株主優待の導入に伴う費用等が発生したことによるものです。

当社グループは、このような状況を踏まえ、2026 年 6 月 3 日付「コスト削減等の施策の実施及びこれに伴う特別損失の計上並びに通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表したとおり、既存事業の収益力回復及び中長期的な成長基盤の構築を目的として、事業構造改革を推進しており、不採算事業及び施策の整理・縮小、業務委託費の見直し、生成 AI を活用した業務の内製化並びに人員及び経営資源の適正配置等に取り組んでおります。

当社グループでは、これらの施策により、2027 年 8 月期において年間約 220 百万円の費用削減効果を見込んでおりますが、その効果が通期で発現するまでには一定の期間を要する見込みです。また、当社グループが収益力の回復及び中長期的な成長を実現するためには、単に費用を削減するだけではなく、収益性の高い既存コンテンツのリニューアルや、著名な占い師等を起用した競争力のある新規コンテンツの制作を進めるとともに、電話・チャットによるサービスやイベント等における対面鑑定の領域では、相談者の心情や状況を丁寧にくみ取り、継続的な信頼関係を構築する等、生成 AI では代替されにくい人間ならではの価値を磨き、サービスの高付加価値化を図る必要があります。さらには、SNS・YouTube 等を活用した集客導線の構築、生成 AI を活用した業務効率化並びにサービス基盤の整備等、選択的かつ機動的に経営資源を投下する必要があります。

加えて、足元における損失の計上及び現金預金の減少を踏まえると、上記の事業構造改革及び収益回復施策を着実に実行しながら、事業運営に必要となる手元流動性を確保し、財務基盤の安定性を維持することが重要な経営課題となっております。

以上により、当社は、今後の事業運営に必要となる運転資金、並びに既存事業の収益回復及び成長領域への投資を実行するための資金を確保するために、資金調達を実施する必要があると判断いたしました。

調達する資金については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載する各資金使途に充当する予定です。

なお、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の合計数は2,571,000株であり、2026年10月5日現在の当社の発行済株式総数11,300,000株に対して22.75%、同日現在の当社の総議決権数111,220個に対して23.12%の希薄化が生じる見込みです。しかしながら、調達資金を手元流動性の確保、事業構造改革の着実な遂行、既存事業の収益力回復及び中長期的な成長に向けた施策に充当することにより、財務基盤の安定化及び収益構造の改善を図ることが可能となります。これらの施策は、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本資金調達による希薄化の規模を考慮しても、合理性があるものと判断しております。

また、割当予定先からは、本資金調達により取得する当社普通株式について、純投資を目的としており、当社の経営に介入する意思を有していないこと及び市場動向に配慮しながら売却する方針である旨を口頭で確認しております。2026年8月31日現在における当社の流通株式比率は34.06%（※）であり、現時点ですでに東京証券取引所グロース市場の上場維持基準である25.00%に適合しておりますが、割当予定先による当社普通株式の売却が行われた場合には、当社株式の流通株式数及び流動性の向上に一定程度寄与する可能性があると考えております。

※2026年8月末時点株主名簿をもとに自社にて算出。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが当社の採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、公募増資、借入、新株予約権付社債、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等による資金調達手段を検討いたしました。

公募増資については、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなる恐れがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、調達の実現可能性、準備期間及びコスト等の面で不確実性があるため、この度の資金調達方法として不適当であると判断いたしました。

借入については、一時に資金を調達できる反面、資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となり、財務健全性指標が低下するため、この度の資金調達方法として不適当であると判断いたしました。

また、前回と同様に新株予約権付社債についても検討しましたが、転換が進まない場合は、満期までに償還することが求められること、調達額が負債となるため財務健全性が低下することなどから今回は採用しないことといたしました。

東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等については、継続して株価の下落圧力に繋がる可能性が高いことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（2）本資金調達方法について

本資金調達方法は、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を組み合わせて行うものであり、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において当社が採り得る他の資金調達手段と比較して、優れていると判断いたしました。

また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が引受予定先に求めた点は、①純投資であること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄

与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと、⑥当社グループの事業収益の向上及び企業価値の向上に向けた継続的な関係性を検討できること等であります。

UCI 社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は中期保有を前提とした純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が本新株式の払込価格及び行使価額を上回らない場合、本新株式の売却及び本新株予約権の行使は行わず、本資金調達がもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先である UCI 社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期的に大量保有しないことを担保するため、本新株予約権の行使により UCI 社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2026 年 10 月 5 日）時点における当社発行済株式総数（11,300,000 株）の 10%（1,130,000 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株式の割当及び本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 22.75%（2,571,000 株）であり、割当予定先による本新株式の割当及び本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の 14 日前までに UCI 社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、払込価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。そのため、新株予約権の行使主体及び行使機会を幅広く確保することができるとともに、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となり、新株予約権の行使の蓋然性を高めること、資金調達の柔軟性を確保することが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、後述の【本新株予約権の特徴について】に記載した特徴を盛り込んでおります。

【本資金調達方法の主な留意事項】

本資金調達方法には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「【本資金調達方法を選択した理由】」及び「（2）本資金調達方法について」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

① 本新株予約権の行使

本新株予約権は、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

（ア）株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上本新株予約権による資金調達ができない仕組みとなっております。

(イ)株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。

(ウ)一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

② 本新株式の割当又は本新株予約権の行使による株価への影響

割当予定先は、本新株式の割当又は本新株予約権の行使により取得する当社株式を中期保有を前提とする方針である旨の意向を表明しておりますが、当社株価相場の状況によっては本新株式の一部を売却する場合がありますことを伺っております。そのため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。なお、割当予定先からは、本新株式を売却する場合、可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨をあわせて伺っております。

③ 失権リスク及び本新株予約権の未行使リスク

後記「6. 割当予定先の選定理由等（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本日において、割当予定先は本新株式の払込み並びに本新株予約権の引受け及び行使に必要な現金及び預金を調達しておらず、後日締結予定の金銭消費貸借契約書に基づく借入金を支払原資にすると伺っております。そのため、割当予定先が資金を調達できなかった場合、払込期日において払込みがなされず失権する可能性があります、また、本新株予約権が行使されない可能性があります。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権は当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる以下の特徴があります。

（1）行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%以上の取締役会において決定する割合に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正日の翌日から6か月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6か月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続にかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

当社は当該修正決議が可能となった時点で、当社の株価水準や資金ニーズに応じて、行使価額の修正を検討のうえ、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行った場合、当社は速やかに当該行使価額の修正について開示いたします。

（2）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年10月5日）時点における当社発行済株式総数（11,300,000株）の10%（1,130,000株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期的に大量保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(4) 取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1か月前の時点(2028年9月20日)で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

(5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

(6) 行使要請通知

当社は、2026年10月21日から2028年9月19日までの期間内の取引日であって、行使要請通知を行った日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の有効な行使価額の140%以上となっている日において、割当予定先に対し、1回あたり2,000個を上限として、本新株予約権の行使の指示を行うことができ、当該指示に従い割当予定先は行使を行う義務があります。なお、行使要請通知は前回の行使要請通知から20営業日を経過していなければ行うことはできません。

また、本スキームには、上記に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から当社にとって下記に記載のデメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,002,787,698 円
内訳 (本新株式の発行による調達額)	400,047,600 円
(本新株予約権の発行による調達額)	2,668,698 円
(本新株予約権の行使による調達額)	600,071,400 円
発行諸費用の概算額	49,000,000 円
差引手取概算額	953,787,698 円

※1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、第三者算定機関に対する新株予約権評価費用、登記関連費

用、ファイナンシャルアドバイザーに対するアドバイザー報酬及び紹介手数料、その他諸費用であります。なお、本資金調達においては、割当予定先の紹介者兼ファイナンシャルアドバイザーとの間で業務委託契約を締結しております。ファイナンシャルアドバイザーの詳細は次のとおりです。

社名：株式会社サンライズ

所在地：東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 13 番 12 号 FMビル 4 F

代表者：代表取締役 行木明宏

契約の概要：当社の資金調達に関し、資金提供先の紹介、交渉支援及び進行管理等を委託する成功報酬型のアドバイザー契約であります。契約期間は締結日から 1 年間で、期間満了日の 1 か月前までに更新しない旨の書面通知がない場合は、さらに 1 年間、同条件にて自動更新されます。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 第 1 回新株予約権付転換社債の償還	300	2026 年 10 月～2027 年 8 月
② 運転資金	53	2026 年 10 月～2027 年 8 月
合計	353	—

※ 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

2. 本資金調達の発行諸費用については、本新株式の発行により調達する資金より充当いたします。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりであります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
③ 占いイベント及びグッズ販売事業準備資金	60	2026 年 10 月～2028 年 8 月
④ 通話型 WEB サービスの運転資金及び広告宣伝費	240	2026 年 10 月～2030 年 8 月
⑤ M&A 及び資本業務提携資金	300	2028 年 10 月～2030 年 8 月
合計	600	—

※ 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少いたします。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。この場合、手持ち資金又は他の資金調達により充当し、又は中止・規模縮小等により対応する予定であります。
3. 上記の表の「具体的な使途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記③④②⑤の順に充当いたします。

（具体的な使途について）

- ① 第 1 回新株予約権付転換社債の償還（300 百万円）

「Ⅰ. 第 3 回新株予約権の取得及び消却並びに第 1 回新株予約権付社債の償還」に記載のとおりであります。

② 運転資金 (53 百万円)

当社グループの足元の決算実績は、2026年8月期第3四半期連結累計期間（自2025年9月1日 至2026年5月31日）の経営成績は、売上高 1,220 百万円(前年同期比 14.2%減)、営業損失 396 百万円(前年同期は営業損失 106 百万円)、経常損失 400 百万円(前年同期は経常損失 117 百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失 353 百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失 193 百万円)、当第3四半期連結累計期間末における現金及び預金残高は 962 百万円（前連結会計年度末比 39.7%減）と減少しております。

このような状況を踏まえ、2026 年5月以降、当社では、既存事業の収益力回復と中長期的な成長基盤の構築を目的として、事業構造改革（リストラクチャリング）を推進し、不採算事業の整理・縮小、業務委託費の見直し及び生成 AI を活用した業務の内製化を進めるとともに、経営資源を収益性の高い既存事業及び成長が期待される事業へ重点的に配分する体制への転換を図っております。

事業構造改革による収益改善及び資金支出の削減効果は徐々に顕在化するものと見込んでおりますが、安定的かつ継続的なキャッシュ・フローの確立には一定の期間を要する見込みであり、各事業の安定的な運営を維持しつつ、事業構造改革を着実に進めるためには、短期的な手元流動性を確保する必要があると判断しております。従って、2027 年8月期においては、当社グループの事業を継続的に運営するための運転資金の一部を本資金調達により賄う予定です。具体的には、主として管理部門等の非収益部門に係る人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、支払手数料、地代家賃その他の一般管理費等に充当する予定です。これにより、当面の資金繰りの安定性を確保しつつ、既存事業の安定運営、収益基盤の強化及び財務基盤の改善を図ってまいります。

以上により、今回の調達資金のうち 53 百万円を、運転資金として充当する予定であります。なお、運転資金については、前回資金調達により調達した資金の一部を合わせて充当する見込みです。詳細については、「Ⅲ. 第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途の変更」をご参照ください。

③ 占いイベント及びグッズ販売事業準備資金 (60 百万円)

当社では、現在次の2つの新規サービスを企画・推進しております。

a. 法人向け占いイベント・集客支援サービス

当社の強みの一つである、300 名以上の占い師との業務委託関係を生かし、事業会社が商業施設等で開催する、販売促進、会員獲得及び来場促進施策のイベントにおいて、来場者に対面占い鑑定体験を提供し、当該体験を契機として、法人顧客の商品・サービスへの関心を高め、会員登録・入会その他の顧客獲得につなげる法人向けの占いイベント・集客支援サービスの展開を進めております。本サービスの推進においては、イベント企画・運営人員の確保及び育成に係る費用、占い師のキャスティング及び出演に係る費用、イベント会場において使用する什器・備品・デジタル機器等の取得又は賃借費用、ポスター、フライヤー、のぼりその他の告知物・販促物の制作費用並びにサービスの認知度向上及び法人顧客の獲得に向けた営業促進費用が生じる見込みです。

b. 推し活関連ブランド事業（グッズ販売事業）

当社が長年にわたり培ってきた占い・開運に関する企画力と、近年広がりを見せている「推し活」に関する消費需要を組み合わせた新たなブランドとして、「OSHINITY（オシニティ）」の展開を進めております。本ブランドでは、「推し活×開運×ガチャ」をコンセプトとして、推しのイメージカラーや占い・開運要素を取り入れた商品等を企画・販売することを予定しております。本サービスの推進においては、商品の企画・デザイン及び試作品の制作、商品製造・仕入れ及び在庫の確保、パッケージ及び販売促進物の制作、EC サイトその他の販売基盤の構築並びに販売・運営体制の整備に係る費用が生じる見込みです。

当社ではこれら2つの新規サービスにより、当社がこれまで占いコンテンツ事業を通じて獲得してきた顧客層に加え、新たな顧客層の獲得を図るとともに、デジタルコンテンツ以外の収益機会を創出することを目指しております。

以上により、今回の調達資金のうち60百万円を、2つの新規サービス推進に係る準備資金として充当する予定であります。なお、これらの新規サービスは、法人向け占いイベント・集客支援サービスにおけるイベント会場で「OSHINITY」のグッズを販売する等、顧客の相互送客、共同での広告宣伝等が生じることを想定しているため、事業ごとの充当金額については記載しておりません。

④ 通話型 WEB サービスの運転資金及び広告宣伝費（240 百万円）

当社では、生成 AI 技術の発展によりデジタルコンテンツサービスにおける差別化が難しくなる中、人と人とのコミュニケーションを通じて生まれる感情的なつながりや、一人ひとりの状況に応じた対話による体験価値、悩みに対する伴走者としての人の存在が、今後一層重要になるものと考えています。このような認識の下、当社では、ユーザーが占い師等のキャストと電話・チャットを通じて直接、双方向にやり取りできる1対1向けの通話型 Web サービスの運営体制を強化するとともに、サービスの認知度向上及び新規ユーザーの獲得を目的とした広告宣伝を推進する方針です。

以上により、今回の調達資金のうち240百万円を、本サービスの運転資金（40百万円）及び広告宣伝費（200百万円）として充当する予定であります。なお、本サービスは、「占い」と「非占い」に分けられており、当社の事業セグメント上は、「占い」関連のサービスは「占い事業」に、「非占い」関連のサービスは、「データ・テクノロジー事業」に属しておりますが、当該サービスを推進する人員は、1部署に所属し、各サービスの運営を兼務することがございます。運転資金、広告費のいずれも、各サービスの運用状況に応じて適時配分することから、運転資金及び広告費について区分することが困難でありますため、事業セグメントに応じた金額の記載は行っておりません。運転資金の内容は、主にサービス強化に向けて見込まれる人件費の増加分であります。

⑤ M&A 及び資本業務提携資金（300 百万円）

直近の業績において、2期連続で業績赤字を計上していることから、M&A については足元業績の立て直しを優先し、検討を行っておりませんが、当社は、2028年8月期（自2027年9月1日至2028年8月31日）を目途として、資金使途①から④に記載の取り組みを行い、既存事業の収益体制の改善及び新規事業の立ち上げによる収益改善を進め、2029年8月期（自2028年9月1日至2029年8月31日）以降、当社グループの事業領域とのシナジーが見込まれる企業等に対する M&A 又は資本業務提携を実施することにより、収益基盤の拡大及び中長期的な企業価値の向上を図る方針です。

対象としては、データマーケティング事業、イベント企画事業又は IP を保有する企業等を中心に、上場企業を含む国内外の企業を想定しております。対象会社の事業内容、企業規模、売上規模及び成長可能性、当社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー、当社の財務状況並びに投資採算性等を総合的に勘案し、当社グループの企業価値向上に資すると判断した案件について検討してまいります。

なお、現時点において具体的に検討している案件はありませんが、1件当たりの投資金額は100百万円から500百万円程度を想定しております。実際の投資金額は、案件の規模及び戦略的重要性並びに本新株予約権の行使状況及びこれによる調達額等を踏まえて決定いたします。また、1件当たりの投資金額が300百万円を超える場合、その超過額については、自己資金又は借入金により対応することを想定しております。

以上により、今回の調達資金のうち300百万円を、M&A 及び資本業務提携に充当する予定です。

今後、具体的な資金使途、投資対象、投資金額その他開示すべき事項が決定した場合には、速やかに開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の通り、本資金調達により調達する資金を既存事業への投資資金及び新規事業への投資資金に充当し、事業の拡大を行うことは、成長基盤の確立と企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上につな

がると考えております。以上を踏まえ、当社は、かかる資金使途は合理的と判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、当社普通株式の取引量と株価の推移、一時的な相場変動等を考慮し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日（2026年10月2日）の終値である432円を参考に終値に90%を乗じた価格（1円未満の端数切り上げ）である1株389円といたしました。

本新株式の発行価額を389円に設定したのは、本新株式により生じる当社株式の希薄化による株価下落リスク等を勘案しつつも、当社の業績動向等を考慮し、一方で、本新株式の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、一定程度のディスカウントの要望を受け入れつつ、本新株式の割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

当該発行価額は、直前1か月間（2026年9月3日から2026年10月2日まで）の終値単純平均値431円に対して9.74%のディスカウント、直前3か月間（2026年7月3日から2026年10月2日まで）の終値単純平均値442円に対して11.99%のディスカウント、直前6か月間（2026年4月3日から2026年10月2日まで）の終値単純平均値444円に対して12.39%のディスカウントとなります。

本新株式の発行額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、本第三者割当の必要性、本第三者割当を通じて一層の企業価値の向上を図るという目的の相当性、当社株価の変動、本第三者割当により生じる希薄化等諸事情に照らして、当該発行価額が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断しております。

また、当社の監査役3名（うち社外監査役は3名）全員から、上記の当社判断のとおり、本新株式の発行価額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法であるとの意見を得ています。

以上のことから当社は、本新株式の発行価額が適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しました。この判断に基づいて、当社取締役会では、本第三者割当の目的、調達する資金の使途、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当につき決議しました。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の発行価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼いたしました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0.00%）、権利行使期間（2年間）、無リスク利子率（1.938%）、株価変動性（15.47%）、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本契約に定められた諸条件のもと、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。そのうえで、当社は、本新株予約権の発行価額は、算定された公正価値と同額の173円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、割当予定先との間での協議を経て、当該発行に係る取締役会決議日の前日（2026年10月2日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値432円を基準価格として、基準価格に90%を乗じた金額の小数点以下を切り上げた389円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均431円に対する乖離率は△9.74%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均442円に対する乖離率は△11.99%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均444円に対する乖離率は△12.39%となっております。

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準といたしましたのは、最近数か月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて払込金額及び行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成され

ている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、本新株予約権の当初行使価額について前日終値からディスカウントを行ったのは、当社の業績や2期連続の営業損失の計上見通し等を考慮し、一方で本新株予約権の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、本新株予約権の割当予定先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、本新株予約権の割当予定先と協議したうえで総合的に判断いたしました。一方で、修正後行使価額については、当社取締役会の決議により、当社の株価の推移や資金調達状況を考慮のうえ、行使価額修正を決議した取締役会の前日終値の90%以上の任意の割合に設定することとしております。そのため、状況によっては、ディスカウントではなく、株価終値と同額もしくはプレミアムになることも想定しております。

なお、当社監査役3名（うち3名が社外監査役）からは、本新株予約権の発行要項の内容並びに上記のプルート・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本新株予約権の発行について、監査役として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・プルート・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められており、発行条件等については企業価値評価に定評のあるプルート・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、その妥当性が認められることから、プルート・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・プルート・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と同額を本新株予約権の発行価額としたこと。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の割当による発行株式数は1,028,400株、本新株予約権の行使による発行株式数は1,542,600株であり、本資金調達による希薄化の合計は2026年10月5日現在の当社発行済株式総数11,300,000株に対し22.75%（2026年10月5日現在の当社議決権個数111,220個に対しては23.12%）であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、財務基盤の強化を図りつつ、経営効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、更なる企業価値の向上を実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。

UCI社からは、保有目的について後述「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、中期保有を前提とした純投資目的であり、当社株価相場の状況によっては本新株式の一部を売却する場合があること、本新株式を売却する場合、可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を確認しております。また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。さらに、「I. 第3回新株予約権の取得及び消却並びに第1回新株予約権付社債の償還」に記載のとおり、当社は、本資金調達に伴い、2025年6月に発行し、マイルストーン社に割当てた第3回新株予約権の取得及び消却、並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還を行う予定であり、株式の希薄化抑制に一定の効果を見込んでおります。

なお、当社株式の過去2年間（2024年10月から2026年9月まで）の1日当たりの平均出来高は約11,300株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株式がすべて割り当てられ、本新株予約権がすべて行使された場合に発行される当社普通株式の数の合計数約2,571,000株を、本新株予約権の実質的な行使期間である2026年10月21日から2028年10月20日までの期間にわたり行使・売却とした場合の1日当

たりの数量は約 5,100 株となり、上記過去 2 年間の 1 日当たりの出来高の 45.13%（小数点以下第 3 位を四捨五入。）となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、2023 年 8 月期 3.51 円、2024 年 8 月期△26.89 円、2025 年 8 月期△50.21 円となっております。本資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1） 名 称	ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC
（2） 所 在 地	アラブ首長国連邦 ドバイ首長国 アル・バルシャ1地区 ヘリテージ・ビルディング オフィス番号 601-58（アブドゥル・ラフマン・ハッサン・モハメド・アル・ロスタマニ所有）
（3） 代表者の役職・氏名	Director Takahiko Amesaka（雨坂 孝彦）
（4） 事 業 内 容	投資事業
（5） 資 本 金	300,000UAEディルハム （日本円：約12.8百万円、2026年8月3日時点：1UAEディルハム＝42.8円で換算）
（6） 設 立 年 月 日	2025年10月7日
（7） 発 行 済 株 式 数	300株
（8） 決 算 期	12月31日
（9） 従 業 員 数	3名（2026年8月15日現在）
（10） 主 要 取 引 先	Century Financial Group, Emirates NBD Bank
（11） 主 要 取 引 銀 行	Emirates NBD Bank, First Abu Dhabi Bank PJSC
（12） 大株主及び持株比率	雨坂 孝彦 100%
（13） 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
（14） 最近3年間の経営成績及び財政状態（注）	

※1. UCI 社は、設立後最初の決算期を迎えておらず、最近3年間の経営成績及び財政状態を記載しておりません。

2. 当社は、割当予定先である UCI 社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表者兼唯一の出資者である雨坂氏が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社 TMR、東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番 1 号 神田橋パークビル 6 階、代表取締役社長 中岡 裕一）に調査を依頼いたしました。株式会社 TMR からは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法につい

て確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表者兼唯一の出資者である雨坂氏は、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。なお、同社の役員は、雨坂氏1名であります。

(2) 割当予定先を選定した理由

UCI社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社は、事業の進捗に伴う機動的かつ確実な資金調達手法について継続的に検討を進める中で、当社の事業内容や経営方針に対する深い理解と尊重が得られること、適時かつ確実な資金確保が可能であること、並びに当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることを重視し、複数の事業会社や投資会社等と協議・交渉を行ってまいりました。

このような中、2026年6月に、当社代表取締役である長沢一男が、知人の紹介を通じて知り合った独立系ファイナンシャルアドバイザーであり、株式会社サンライズ（所在地：東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番12号 FMビル4F）の代表取締役である行木明宏氏から、同氏の知人である雨坂氏の紹介を受け、面談を行うにいたりしました。これを契機に、同社との間で、当社グループの経営課題や成長戦略、本資金調達の目的及び資金使途等について複数回にわたり協議・交渉を重ね、その結果、当社グループの事業内容、経営方針及び成長戦略について十分な理解が示されるとともに、当社の事業の進捗及び資金需要に応じた機動的な資金調達の必要性についても理解が得られました。加えて、当社の資金需要に可能な限り柔軟に対応する意向が示されたことから、本資金調達の実施に向けた合意に至りました。

割当予定先であるUCI社は、2025年10月に雨坂甲氏（同社現代表取締役 雨坂孝彦氏の父）により設立された投資会社です。同社は、アラブ首長国連邦の王族を含む投資家等から支援を受けており、暗号資産をはじめとする金融資産の投資・運用知見に加え、中東地域におけるマーケティング知見及び現地の金融機関・投資家・事業会社等との広範なネットワークを有しております。

当社は、本資金調達を端緒として、今後、UCI社の中東諸国をはじめとする海外のネットワーク、両社の経営資源や知見を活用した、当社事業の海外展開の可能性等を協議するとともに、UCI社が支援・出資する国内外の事業会社等の紹介を受けることで、各種協業、新規事業の創出、並びに販売経路・顧客基盤の拡大等の事業機会を獲得するなど、同社との継続的な関係の構築が、当社グループの事業収益及び企業価値の向上に資することを期待しております。（※）

以上の点を踏まえ、既存新株予約権の自己取得・消却による潜在株式の整理、既存社債の期限前償還による有利子負債の圧縮を総合的に勘案した結果、既存の資金調達手法を整理した上でUCI社を割当予定先として選定することが、当社に必要な資金を適時に確保し、財務基盤の強化及び中長期的な成長に最適な手段であると判断いたしました。

※ 本日現在、UCI社及び同社の関連会社等との間で具体的な業務提携等を決定した事実はありません。

今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるUCI社との間において、保有方針に関する特段の合意及び取決めは締結しておりませんが、当社代表取締役の長沢一男が、同社代表（役職：Director）の雨坂氏に口頭で確認したところ、本新株式及び本新株予約権の発行について、当社の企業価値向上を目的とした純投資であり、大株主として長期保有することを主たる目的とするものではない旨の意向を得ております。なお、当社では数年～10年未満の保有を中期保有期間、10年以上の保有を長期保有の目安と考えております。

また、同社からは、当社株式相場の状況によっては本新株式の一部を売却する場合があること、本新株式を売却する際には、株式流動性の向上及び予期せぬ第三者への株式分散等を防止する観点から、相対取引ではなく、市場動向や出来高に十分配慮した上で市場売却を行う方針である旨をあわせて伺っております。

更に、本新株予約権には取得条項を付すこととしており、今後の環境変化等に伴い当社がより好条件な資金調達手法を選択可能となった場合には、迅速に買戻し（取得・消却等）を実行できる柔軟性を確保して

おります。

加えて、当社は割当予定先より、払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先は、2025年10月7日に設立され、設立後最初の決算期を迎えておりません。

そのため当社は、UCI社より、2026年9月10日付でEmirates Islamic Bankの銀行融資証明の提出を受け、また2026年10月14日にEmirates Islamic Bankと金銭消費貸借契約を締結する予定であることを伺っております。かかる金銭消費貸借契約の締結は本有価証券届出書の提出が条件となっているとのことです。これらを踏まえ、UCI社による本新株式の払込み及び本新株予約権の引受け並びに行使に必要な現金及び預金の確保に問題はないものと判断しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の引受け並びに本新株予約権の行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社がUCI社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株式及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年8月31日現在）		募集後（2026年10月21日見込み）	
株式会社エヌカルテット	43.69%	株式会社エヌカルテット	39.99%
長沢 一男	16.60%	長沢 一男	15.20%
ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC	—	ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC	8.46%
長沢 敦子	1.64%	長沢 敦子	1.50%
マイルストーン キャピタルマネジメント株式会社	1.39%	マイルストーン キャピタルマネジメント株式会社	1.28%
長沢 匡哲	0.78%	長沢 匡哲	0.71%
株式会社千里眼	0.74%	株式会社千里眼	0.68%
長谷川 かほり	0.22%	長谷川 かほり	0.20%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式 会社	0.20%	モルガン・スタンレーMUFG証券株式 会社	0.19%
長沢 和宙	0.18%	長沢 和宙	0.16%
酒井 康弘	0.15%	酒井 康弘	0.14%

※1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

- 募集前の大株主及び持株比率は、2026年8月31日時点の株主名簿の総議決権数を基準とした議決権割合を記載しております。
- 今回発行される本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。本新株予約権の行使期間は2026年10月21日から2028年10月20日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
- 今回発行される本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。そのため、募集後の大株主及び持株比率については、本新株予約権の目的となる株式数は、反映しておりません。

8. 今後の見通し

本資金調達による 2027 年 8 月期の業績に与える影響については軽微であると見込まれます。また、本資金調達による当社中期経営計画への影響についても現在精査中であります。本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより開示すべき業績への影響等が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

本件第三者割当は、希薄化率が 25%未満であることから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (単位：千円。特記しているものを除きます。)

	2023 年 8 月期	2024 年 8 月期	2025 年 8 月期
売上高	2,073,847	2,012,763	1,873,495
営業利益	58,932	△141,154	△323,447
経常利益	49,285	△148,112	△317,476
当期純利益	35,328	△270,985	△508,238
1 株当たり当期純利益 (円)	3.51	△26.89	△50.21
1 株当たり配当金 (円)	3	－	－
1 株当たり純資産 (円)	133.49	103.69	67.52

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026 年 8 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,300,000 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,271,560 株	11.25%
下限値の行使価額における潜在株式数	1,271,560 株	11.25%
上限値の行使価額における潜在株式数	1,271,560 株	11.25%

(注 1) 上記潜在株式については、第 3 回新株予約権及び第 1 回新株予約権付社債によるものです。当社は、第 3 回新株予約権を 2026 年 11 月 5 日付で取得・消却し、第 1 回新株予約権付社債を 2027 年 8 月 31 日までに償還する予定です。

(注 2) 第 1 回新株予約権付社債は転換価額が固定であるため、下限値の行使価額における潜在株式数及び上限値の行使価額における潜在株式数は同数となっております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況 (単位：円)

	2024 年 8 月期	2025 年 8 月期	2026 年 8 月期
始 値	271	483	531
高 値	696	610	532
安 値	210	419	421
終 値	483	530	431

② 最近6か月間の状況（単位：円）

	2026年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	450	444	446	445	429	431
高 値	452	447	447	466	438	435
安 値	441	435	442	421	426	431
終 値	444	447	443	431	431	432

（注）2026年10月の状況につきましては、2026年10月2日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2026年10月2日
始 値	433 円
高 値	435 円
安 値	432 円
終 値	432 円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第3回新株予約権発行

割当日	2025年6月10日
発行新株予約権数	16,900 個（新株予約権1 個につき100 株）
発行価額	総額4,901,000 円（新株予約権1 個につき290 円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取額）	807,651,000 円（差引手取額：795,651,000 円）
行使期間	2025年6月10日から2027年6月9日
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 16,900 個
募集時における発行済株式数	11,300,000 株
当該募集による潜在株式数	1,690,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数：1,050,000 株 （残新株予約権数 6,400 個、行使価額 422 円）
現時点における調達した資金の額 （差引手取額）	475,751,000 円
発行時における資金使途	① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費： 180 百万円 ② 肌アプリ（仮称）広告宣伝費： 455 百万円 ③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費： 100 百万円 ④ 営業体制構築（採用費及び人件費）： 60 百万円
現時点における充当状況	① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費： 未充当です。 ② 肌アプリ（仮称）広告宣伝費： 未充当です。 ③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費： 未充当です。 ④ 営業体制構築（採用費及び人件費）： 未充当です。

（注）1. 「①第三者割当による第3回新株予約権」及び「②第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」は、同日付で決議されております。

2. 当社は、2026年3月18日付「第三者割当による第3回新株予約権の行使価額の修正に関するお知らせ」で公表のとおり、同日開催の取締役会で、第3回新株予約権の行使価額を当初行使価額475円から、422円に修正しております。なお、当該修正は、発行要項第10項に規定された「行使価額の修正」条項の適用によるものであります。

3. 第3回新株予約権は1ページに記載のとおり取得・消却することといたしました。
4. 充当状況に関する詳細は、「Ⅲ. 第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途の変更」をご参照ください。

② 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	2025年6月10日
調達資金の額	300,000,000円（差引手取額）
転換価額	475円
募集時における発行済株式数	11,300,000株
当該発行による 潜在株式数	631,560株（新株予約権1個につき21,052株）
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
現時点における転換状況	転換済株式数（行使済株式数） 0株 （残高 300,000,000円、転換価額475円）
発行時における資金使途	① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費： 120百万円 ② 肌アプリ（仮称）広告宣伝費： 40百万円 ③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費： 50百万円 ④ 営業体制構築（採用費及び人件費）： 90百万円
現時点における充当状況	① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費： 39百万円充当しております。 ② 肌アプリ（仮称）広告宣伝費： 4百万円充当しております。 ③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費： 10百万円充当しております。 ④ 営業体制構築（採用費及び人件費）： 103百万円充当しております。

- （注） 1. 「①第三者割当による第3回新株予約権」及び「②第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」は、同日付で決議されております。
2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は1ページに記載のとおり償還することといたしました。
 3. 充当状況に関する詳細は、「Ⅲ. 第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途の変更」をご参照ください。

10. 発行要項

別紙1及び別紙2に記載のとおりです。

Ⅲ. 第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途の変更

1. 変更の理由

当社は、2025年6月10日を割当日として、第3回新株予約権及び第1回新株予約権付社債を発行し、中長期的な企業価値向上を目指して、収益基盤の再構築と業容拡大に向けた資金調達（以下、「前回資金調達」といいます。）を行いました。調達の状況は「9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおりであります。

本資金調達に伴う資金使途の検討において、前回資金調達の資金使途についてもあわせて見直しを行ったところ、資金使途として予定していた各システム・サービスの開発費及び広告宣伝費については、当初計画を大幅に下回る見込みとなりました。そのため、前回資金調達により調達した資金のうち、本日現在における未充当分については、「2. 変更の内容」に記載のとおり、その資金使途及び使用時期を変更することといたしました。

具体的な使途ごとの状況及び変更の理由については次のとおりです。

① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費

既存事業である占いデジタルコンテンツの挺入れ等を優先して社内リソースを割当てた結果、システム開発が後ろ倒しとなっております。また、これに伴い広告宣伝費の支出時期も後ろ倒しとなっております。なお、本資金調達に伴い計画の見直しを行った結果、AIを使用した開発ツール等の目覚ましい進化により、開発費の大幅な圧縮が見込まれております。また、広告宣伝費については、メディア出向等を検討していましたが、BtoB向けの営業体制の構築が進んでいることから、足元においては営業活動を中心として顧客を獲得し、利用実績を積むことを優先し、広告宣伝費については、資金調達の充当項目から除くことといたしました。

② 肌アプリ(仮称)広告宣伝費

「肌アプリ(仮称)」については、正式サービス名称を「美肌ナビ」としてリリースいたしました。2025年8月期決算において、ソフトウェアに係る減損損失114百万円を特別損失として計上しております。これは、リリース時期の後ろ倒しに伴い、収益化の時期に当初計画とのずれが生じていることに加え、当社の財務状況及びリソース配分を踏まえ、より高いリターンを目指す観点から、一時的に事業の推進速度を緩やかにすることとしたためです。これにより、2026年9月末時点における広告宣伝費の支出は僅かとなっております。

なお、今後は、技術の進展、市場動向及びパートナーシップの可能性等を総合的に評価した上で、「美肌ナビ」の最適な事業展開の方向性を判断し、その方針に応じて、ユーザー獲得等を目的とした広告宣伝（主としてデジタル広告及びインフルエンサー広告等）を実施する予定であることから、現時点においては広告宣伝費の支出予定時期を2028年9月から2030年8月までとし、その充当予定額についても、大幅に減額し、他の資金使途との比較における優先順位を繰り下げております。

③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費

既存事業である占いデジタルコンテンツの挺入れ等を優先して社内リソースを割当てた結果、システム開発が後ろ倒しとなっております。また、これに伴い広告宣伝費の支出時期も後ろ倒しとなっております。なお、本資金調達に伴い計画の見直しを行った結果、AIを使用した開発ツール等の目覚ましい進化により、開発費の大幅な圧縮が見込まれております。一方、広告宣伝費について強化する予定です。

④ 営業体制の構築(採用費及び人件費)

おおむね順当に進んでおりますが、昨今の人手不足に伴い人材獲得競争が先鋭化しており、採用費及び人件費が上昇していることから、充当予定額を増加いたします。

なお、「Ⅰ．第3回新株予約権の取得及び消却並びに第1回新株予約権付社債の償還」に記載のとおり、当社は、2026年11月5日時点で存在する未行使分の第3回新株予約権を全て取得・消却し、第1回新株予約権付社債の全てを償還する予定です。当該未行使分の第3回新株予約権に係る調達見込額は270百万円であり、取得・消却後は追加調達が行われないため、前回資金調達の最終調達額は782百万円となる見込みです。したがって、変更後の内容は、最終調達額である782百万円から発行諸費用の概算額12百万円を控除した差引手取概算額770百万円の資金使途を記載しております。

※ 270百万円は調達見込額であり、自己取得に要する支出額ではありません。

2. 変更の内容

(変更前)

(1) 第1回新株予約権付社債

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費	120	2025年7月～2026年8月
② 肌アプリ（仮称）広告宣伝費	40	2025年7月～2026年8月
③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費	50	2025年9月～2026年8月
④ 営業体制構築（採用費及び人件費）	90	2025年9月～2026年8月
合計	300	—

(2) 第3回新株予約権

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費	180	2026年9月～2028年8月
② 肌アプリ（仮称）広告宣伝費	455	2025年9月～2027年8月
③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費	100	2026年9月～2028年8月
④ 営業体制構築（採用費及び人件費）	60	2026年9月～2027年8月
合計	795	—

(変更後)

(1) 第1回新株予約権付社債

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 占いロジックを活用したデータマーケティングシステム開発費・広告宣伝費	75 (<u>充当済金額：39</u>)	2025年7月～2028年8月
② 肌アプリ（仮称）広告宣伝費	5 (<u>充当済金額：4</u>)	2025年7月～2026年8月
③ AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費	44 (<u>充当済金額：10</u>)	2025年6月～2030年8月
④ 営業体制構築（採用費及び人件費）	176 (<u>充当済金額：103</u>)	2025年6月～2027年8月
合計	300	—

(2) 第3回新株予約権

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 肌アプリ（仮称）広告宣伝費	60	2028年9月～2030年8月
② AI 占いサービスシステム開発費・広告宣伝費	80	2026年9月～2030年8月
③ 運転資金（※）	330	2026年9月～2027年8月
合計	470	—

※ 資金使途の変更に伴い生じた新たな資金使途項目であります。なお、資金使途とした理由については、「Ⅱ. 本資金調達について 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途（具体的な使途について）② 運転資金」に記載のとおりです。

以 上

(別紙1)

新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 1,028,400 株
2. 募集株式の割当方法
第三者割当の方法により、以下に記載する者に、以下に記載する株数を割り当てる。
ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC 1,028,400 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 389 円
4. 払込金額の総額
金 400,047,600 円
5. 申込期日
2026 年 10 月 21 日
6. 払込期日
2026 年 10 月 21 日
7. 増加する資本金及び増加する資本準備金の額
増加する資本金の額：200,023,800 円
増加する資本準備金の額：200,023,800 円
8. 払込取扱場所
株式会社りそな銀行 赤坂支店
9. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(別紙2)

株式会社メディア工房第4回新株予約権

発 行 要 項

1. 新株予約権の名称
株式会社メディア工房第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 2,668,698 円
3. 申込期日
2026 年 10 月 21 日
4. 割当日及び払込期日
2026 年 10 月 21 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,542,600 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
15,426 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
金 173 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初389円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%以上の取締役会において決定する割合に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。ただし、修正基準日時価が303円（以下「下限行使価額」という。ただし、第11項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌々取引日に生じるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対して株式報酬として当社普通株式を発行する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される当社普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に} \quad \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \quad \times \quad \text{に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年10月21日から2028年10月20日（但し、2028年10月20日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年10月5日）時点における当社発行済株式総数（11,300,000株）の10%（1,130,000株）（但し、第11項第(1)号乃至第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない。
- (2) 2026年10月5日付の当社の取締役会決議に基づく当社の普通株式1,028,400株の発行に係る払込金額の全額の払込みがその払込期日までに完了しない場合には、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社メディア工房 経営企画部
東京都港区六本木七丁目15番9号

22. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 赤坂支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を173円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（2026年10月2日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上